予算特別委員会

令和2年5月7日

葛 城 市 議 会

予算特別委員会

2. 場 剪城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員 委員長 岡本吉司 副委員長 松林謙司 杉 本 訓 規 委 員 IJ 梨 本 洪 珪 谷 原 一 安 IJ 川村優子 IJ 増 田 順 弘 IJ 西井 覚 IJ 西 川 弥三郎 IJ

欠席した委員 な し

 4. 委員以外の出席議員
 議
 長
 下村正樹

 議
 員
 吉村 始

 リ
 東本佳 史

 市村優子

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市 長 阿古和彦 副市長 溝 尾 彰 人 企画部長 吉川正人 総務部長 吉村雅央 総務財政課長 米 田 匡 勝 市民生活部長 前村芳安 明子 保険課長 新 澤 保健福祉部長 森井敏英 林 本 裕 明 社会福祉課長 こども未来創造部長 井 上 理 恵 子育て福祉課長 吉 村 浩 尚 教育部長 吉 井 忠

 教育委員会理事
 西 川 育 子

 教育総務課長
 村 田 真 也

 上下水道部長
 井 邑 陽 一

 新型コロナウイルス対策室長
 東 錦 也

6. 職務のため出席した者の職氏名

 事務局長
 岩 永 睦 治

 書 記
 和 田 善 弘

 " 髙 松 和 弘

 " 福 原 有 美

7. 付 議 事 件 (付託議案の審査)

議第32号 令和2年度葛城市一般会計補正予算(第2号)の議決について 議第33号 令和2年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の議決について

開 会 午後2時20分

岡本委員長 ただいまの出席委員は9名で、定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会 を開会いたします。

それでは、大変皆さんご苦労さんでございます。本臨時会の開会中の委員会ということでございまして、一般会計補正予算、国保特別会計補正予算、2議案の審議をお願いするわけでございます。最後までどうぞよろしくお願い申し上げたいと思います。

それでは、委員外議員の紹介をさせていただきたいと思います。吉村優子議員、吉村始議 員、奥本議員。

発言される場合につきましては、必ず挙手をいただき、指名をいたします。マイクの発言 ボタンを押してから、ご起立いただき、必ずマイクを近づけてから発言されるようお願いを いたします。

葛城市議会では会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おきをお願いいたします。なお、傍聴者につきましては、情報通信機器の会議室内での使用は認めておりませんので、携帯電話等をお持ちの方は、必ず電源を切るか、マナーモードに切り替えるようお願いをいたします。

昨今の新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえて、委員会の会議進行につきましては適 宜換気を行いながら、マスクの着用についても聞き取れるように発言いただければ認めてい きたいと思いますので、ご了承願います。また、発言につきましても、委員各位及び理事者 において簡単明瞭にしていただき、会議時間の短縮にご協力をお願いをいたします。

それでは、ただいまより本委員会に付託されました付議事件の議事に入ります。

初めに議第32号、令和2年度葛城市一般会計補正予算(第2号)の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

総務部長。

吉村総務部長 皆様、お疲れさまでございます。総務部の吉村でございます。よろしくお願いをいたします。

それでは、ただいま上程になっております議第32号、令和2年度葛城市一般会計補正予算 (第2号)につきまして説明を申し上げたいと思います。まず初めに、補正予算書の1ページをご覧いただきたいと思います。

まず第1条のみでございます。第1条におきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それ ぞれ38億8,227万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ207億 1,482万円とするものでございます。

それでは、補正予算書の5ページに移っていただきまして、歳出の事項別明細書から説明をさせていただきます。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございます。補正額は86万7,000円の追加でございまして、緊急経済対策として実施されます特別定額給付金事業、これを行う上で雇用することとなる会計年度任用職員に係る経費のうち、4節共済費といたしまして、社会保険料で83万円の追加、それから18節負担金補助及び交付金で、雇用

保険負担金3万7,000円の追加でございます。次に13目、これは新たな目を設定したわけでございますけども、特別定額給付金事業費でございます。補正額は37億8,622万3,000円の追加となってございまして、人件費(人事課)におきましては職員の時間外勤務手当及び管理職員特別勤務手当で577万9,000円、それから特別定額給付金事業といたしまして、所管課が新型コロナウイルス対策室でございますけども、1節報酬として会計年度任用職員6名分、491万3,000円、それから8節旅費でございますけども7万2,000円、それから10節需用費で258万3,000円、こちらは申請書等の郵送料等が需用費でございますので、印刷製本費等が主なものでございます。それから11節役務費で1,587万6,000円。こちらが先ほど申し上げました申請書の発送料、それから返信用の郵便代、それから各世帯主に振り込む際の口座振込手数料といったものでございます。それから12節の委託料で500万円、こちらはシステムの改修等に要する経費というところでございます。それから13節使用料及び賃借料で200万円、こちらは事務用機器の賃借でございます。それから18節負担金補助及び交付金で、特別定額給付金といたしまして37億5,000万円ということでございます。

次に6ページに移っていただきまして、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費でございます。補正額は1,103万4,000円の追加でございまして、生活困窮者自立支援事業、担当が社会福祉課でございますけども、こちら19節扶助費といたしまして、住居確保給付事業給付金の追加でございます。次に2項児童福祉費、8目子育て世帯臨時特別給付金事業費でございます。こちらも目を新たに創設いたしておるところでございます。補正額といたしましては6,428万5,000円の追加となってございまして、人件費(人事課分)で3節時間外勤務手当で15万8,000円、それから子育て世帯臨時特別給付金事業といたしまして、担当が子育て福祉課というところで、1節報酬で、会計年度任用職員2名分103万9,000円、それから8節旅費で1万円、10節需用費で10万円、11節役務費で353万8,000円、それから12節委託料でシステム改修等の委託が発生いたしまして、この委託料で385万円、それから18節負担金補助及び交付金といたしまして、子育て世帯臨時特別給付金といたしまして5,559万円でございます。

次、7ページに移りまして、4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費でございます。補 正額は1,986万1,000円の追加といたしまして、感染症予防対策事業(教育総務課)配当とい うところで、17節備品購入費といたしまして、ウイルス除去機能付空気清浄機の購入費とし て1,986万1,000円でございます。それから、今回の補正予算につきましては会計年度任用職 員等の人件費の補正を計上いたしておりますので、8ページで一般職の補正予算給与費明細 書というものを添付いたしております。

続きまして、歳入の方に移らせていただきたいと思います。事項別明細書の4ページにお戻りいただければというふうに思います。まず14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金では補正額が827万5,000円の追加でございまして、歳出の方でご説明いたしました生活困窮者自立相談支援事業等負担金、こちらは生活困窮者の住居確保給付事業に対しての国庫負担金、4分の3でございます。それから2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金では37億8,700万円の追加というもので、特別定額給付金給付事業費補助金といたしまして

37億5,000万円、それから、特別定額給付金給付事務費補助金といたしまして3,700万円、いずれも補助率は10分の10というものでございます。続きまして、2目民生費国庫補助金では6,437万5,000円の追加でございまして、子育て世帯臨時特別給付金給付事業費補助金といたしまして5,559万円、それから、子育て世帯臨時特別給付金給付事務費補助金で878万5,000円でございます。

続いて18款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金でございます。補正額が 2,262万円の追加となってございまして、歳入歳出の調整にこの額を追加補正するものでご ざいます。

以上が本補正予算につきましての説明でございます。よろしくご審議賜りますようお願い 申し上げます。

岡本委員長 ただいま説明いただきました本案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。 増田委員。

増田委員 よろしくお願いをいたします。

今補正予算につきましては、今ご説明をいただきましたように特別定額給付金と、それから住居確保給付金、それから子育て世帯臨時給付金と。それと備品購入、空気清浄機と。住民の皆様方に対して支給されるこの3本の支給事業でございますけれども、非常に遅いであったり、なかなか支給の手続が難しいとか、いろいろ議論が、メディアを通じまして議論をされておると。私も非常にスムーズな、より早いスムーズな事務ということが望まれるところであるかなというふうにも感じております。そこで、スピードからまずお尋ねをしたいんですけども、スケジュール的に、このそれぞれの給付金の支給されるめど、いつ頃に市民の方々に届くのかなという時期、それと、この特別定額給付金につきましては10万円一律ということでご案内をされておるところでございます。これは全戸ということですね。そういう条件かと思うんですけども、それ以外につきましても給付条件、その辺のところも簡略にご説明をいただけたらというふうに思います。

岡本委員長 東課長。

東 新型コロナウイルス対策室長 新型コロナウイルス対策室の東でございます。

まず今、増田委員からお問いの件でございます。定額給付金の給付スケジュールということで、まずご説明を申し上げたいというふうに思います。まずオンライン申請からご説明申し上げますと、オンライン申請の受付開始は5月1日でございました。もう、ただいま開始しておるところでございますけれども、それで、オンライン申請を受けまして、本日DVであるとかその他もろもろのデータの吸い上げを行いまして、奈良県の方からもDVのデータがやってまいります。それと照合いたしまして、それらを抜き差しをしてデータを入力し、振込予定は5月15日前後を予定しております。

続きまして、郵送受付でございます。これは口座振込される分でございますけれども、来週5月11日発送予定をしておるところでございます。そこから受付をいたしまして、もろもろデータの打ち込み、銀行へのデータの送付等々を行いまして、5月20日前後を予定をしておるところでございます。それと、あと現金給付についてでございます。現金給付につきま

しても郵送で受付をいたしまして、申請の受付、データ入力等々を考えまして、6月1日が 現金給付できるのではないかなというふうに予定をしておるところでございます。

それと、あと給付条件でございます。給付条件におきましては、給付対象者は基準日(令和2年4月27日)におきまして葛城市の住民基本台帳にご登録をされておられる方と、受給権者につきましては、その者の属する世帯の世帯主というふうになってございます。

以上でございます。

岡本委員長 吉村課長。

吉村子育て福祉課長 子育て福祉課、吉村でございます。よろしくお願いいたします。ご質問の方に お答えさせていただきます。

まず、子育ての臨時給付金の支給の方なんですけれども、まず6月の上旬にシステムの方の改造といいますか、リリースをさせていただきまして、その後給付金の案内チラシを送らせていただきます。そして今回辞退ということもあり得ますので、辞退届の受付を7日から10日予定させていただきまして、そこから後、公務員の方も今回、公務員の申請も市の方で受付をさせていただきますので、それを受付させていただきまして口座に振り込むという形になりまして、予定としては6月末を予定しております。

給付金の制度なんですけれども、小学校等の臨時休業等により、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の一つとして、低所得者層に限定せずに、中間所得者層も含め児童手当受給世帯に臨時特別の一時金として、子ども1人当たり1万円を支給させていただきます。今回、1回限りでございます。

また、所得制限以上の方、今、特例給付として児童1人につき月額5,000円の支給を受けている受給者は、今回支給対象外となっております。対象児童につきましては、平成16年4月2日から令和2年3月31日までに生まれた子どもでございます。基準日については令和2年3月31日時点で葛城市にお住まいの方となっております。支給に係る申請でございますが、先ほども言いましたように、公務員以外の支給対象者の方につきましては基本申請は不要となっておりますが、公務員につきましては所属長より申請書が配付されますので、支給対象者であることの証明を受けていただきまして、申請をしていただくことになります。

以上でございます。

岡本委員長 林本課長。

林本社会福祉課長 社会福祉課の林本です。よろしくお願いします。私の方からは住居確保給付金の 支払い、支給のタイミングについて説明をさせていただきます。

こちらの方は住居確保給付金の申請をしていただいてから、支給の決定という、まず手続になるんですけども、それはもう書類さえ整っておれば1週間以内には決定をさせていただきたいというふうに考えております。それと、この支給については、実際は家賃に対する扶助ということになりますので、その家賃の支給対象が申請月から対象となります。その個々の状況によりまして、家賃の支払うタイミングというのはそれぞれ個人の方、違いますので、それに合わせて支給できるように対応させていただく所存でございます。

それと、この支給対象者になるんですけども、従来よりこの住居確保給付金というのは生

活困窮者自立支援事業の必須事業という位置づけでございました。今回、今までは離職後2年以内という方が対象であったんですけれども、新型コロナウイルス感染症拡大に基づいて、それを踏まえまして、休業などによって収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方も今回対象が拡大されて、今回の対応という形になっております。その対象は4月20日以降の方、これが新型コロナウイルスの影響に基づく休業等で収入が大幅に減って、離職等と同程度の状況にある方も対象拡大となった日となっております。

以上です。

岡本委員長 増田委員。

増田委員 冒頭にもお話ししましたように、特別定額給付金については、これも市の方からご案内が行くかというふうに思うんです。それ以外の2つについては、条件が整ったらと。私、聞き方まずかったんですけども、これの対象者を想定されて、掛け算、対象何人で何ぼという、こういうふうに計算されてると思うんです。どのぐらいを想定されて支払われるかというのと、その対象であるご本人さんは、自分がこの支給対象者であるということをご理解されているのか。知らんかったと、後から私、言わんかったから知らんかったと。くれるの、ちゃんと教えたらなあかんやんと、そういうことにならんように、その辺の周知はどのようにされるのか、この2件。生活困窮者自立支援も、恐らく私、自分が対象者であるということを理解されてない方もおられるのかなと。その辺の周知をどんなようにされるのか、再度お聞きをします。

岡本委員長 林本課長。

林本社会福祉課長 社会福祉課の林本です。よろしくお願いします。

ただいまの増田委員のご質問なんですけども、この住居確保給付金、今回補正させていだく金額1,103万4,000円、これの算定の根拠となるんですけれども、実は制度は異なるんですけども、社会福祉協議会が実施しております緊急小口貸付、こちらの方が既に3月25日からコロナウイルスの影響によって対象者が拡大されております。それ以降、約1か月たった時点で約48名の方が相談にお見えになられて、その中でも申請をして、実際もう決定になっている方もたくさんおられるということで、制度は違うんですけども、この社会福祉協議会の緊急小口貸付の特例給付の相談状況を踏まえて、先ほど申し上げました48件で今回の補正額を算定させていただいております。

あと、支給月なんですけども、原則この住居確保給付金は3か月という期間、有期で3か月間ということで決まっておるんですけども、なかなかコロナウイルスによる失業したりとか、または収入が減って、それが元のとおり回復するまで、または就職に結びつくまでは、やはりなかなか不透明というんですか、その期間というのは読めない部分がございます。この3か月、原則ですけれども、基本的には延長を3か月して合計6か月、更に再延長というのもできるんですけども、今申し上げました、仮に原則3か月、最初支給して、それに応じてまだ収入の増加が見込めないとか、就職に結びつかない場合は更に3か月延長していただくということを踏まえて、6か月で全て計算をしております。以上です。

それと、あと周知なんですけれども、この住居確保給付金自体はもともと市のホームペー

ジで掲載しております。今回、先ほど申し上げました4月20日以降、対象者が拡大になったということも、同じくホームページでまず掲載をさせていただいております。それと、先ほど申し上げました社会福祉協議会とか、そういった関係機関でいろんな生活に困った方のご相談があります。もちろんこれは全国的な制度でもありますし、そういったところでは必ず、例えば市のどこどこの課、うちであれば社会福祉課へ相談に行くようというような形で連携をさせていただいたりとか、あと、私どもの社会福祉課、生活保護の担当課でもございます。やはり生活に困るとどうしてもうちのところに来ていただいた中で、相談の過程でこういう住居確保給付金もありますよというようなご案内をさせていただきながら、周知を進めております。

以上です。

岡本委員長 吉村課長。

吉村子育て福祉課長 子育て福祉課、吉村でございます。よろしくお願いいたします。

対象人数なんですけれども、ちょっと答弁漏れやったんですけども、支給対象者は令和2年4月分の児童手当を受給している方で、本則給付の方でございます。ただし、令和2年3月まで中学生だった新高校1年生で、3月分の児童手当の支給対象になっている児童であれば対象になります。人数的には、一応5,559人を想定しております。これは公務員の分も入れて5,559人ということになります。あと、周知なんですけれども、6月の初旬に案内チラシを該当する全ての方に郵送させていただきますので、それが周知になっております。あと、市のホームページにもアップさせていただく予定でございます。

以上でございます。

岡本委員長 増田委員。

増田委員 ありがとうございます。大体承知をさせていただきました。ありがとうございます。

岡本委員長 ほかに質疑ありませんか。

杉本委員。

杉本委員 よろしくお願いします。僕から、7ページの備品購入費の空気清浄機、これをちょっと詳しく、どこに何台置いたり、性能はどんなんとか、効果がどんなんで、なぜそれを置きたくなったのかとかいう、そういう詳しい内容を聞きたいのと、あともう1つ、これは答えられたらでいいんですけども、多分これから市民の皆さん、まだまだ苦しい生活が続くと思うんですけども、葛城市として水道料金、これをどう考えて、免除とか考えられているのか。あと、県に負担金の免除とか、そういう要請など、そういう動きを行っているのか、この2点をお願いいたします。

岡本委員長 村田課長。

村田教育総務課長 教育総務課の村田でございます。よろしくお願いいたします。杉本委員のご質問 に回答させていただきます。

こちらの空気清浄機の備品購入費1,986万1,000円についてでございます。こちらについては小中学校の教室に設置するため購入するものでございます。購入台数については157台、こちらの内訳といたしましては、普通教室と特別支援教室が157室、内訳で言いますと小学

校で115室、中学校で42室、合計157室に対して空気清浄機を設置させていただきたいというところでございます。性能ではございますが、こちらは教室の面積が65平方メートル、約40畳と大きくございまして、そちらの空気清浄適用床面積を満たす機種を考えております。以上でございます。

岡本委員長 井邑部長。

井邑上下水道部長 上下水道部、井邑でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまご質問のありました水道料金の減免の件についてでございます。まず奈良県内の 事例といたしましては、現在12市中6市におきまして、水道料金の基本料金の減免を予定さ れている市が6市ございます。その多くは約2か月分の基本料金を減免するという制度でご ざいますが、現在葛城市におきましては事例の収集に努めておるところでございまして、現 在のところ水道料金の減免につきましては予定はしておりません。

以上でございます。

岡本委員長 杉本委員。ちょっと言うとくけど、もう水道、聞かんといて。俺、ちょっとうっかりして今、言うたけど。これ、一般会計やってるから。

杉本委員 分かりました。そしたら空気清浄機なんですけど、僕ちょっと、いろいろ調べたんですけど、何ができるんですか。空気をきれいにするだけなんですか。プラズマ的なのとか、何かいっぱいあるじゃないですか、種類。そういうのを聞きたいんです。今どきの空気清浄機って、昔は僕、ちょっと調べたことあるんですけど、今どきはこんな大きいところで、1室に1台ですよね。で、いけるのかなとすごい思って。ちょっとその辺、まだ決まってないんですか。どんなのかという、参考までに聞きたいだけです。

岡本委員長 村田課長。

村田教育総務課長 教育総務課の村田でございます。

先ほどのご質問でございますが、今、65平方メートル以上の空気清浄の適用床面積のものを考えておりますが、それ以上に加湿であったりとか、各メーカーによって様々なウイルス除去の仕様をお持ちでございますが、そういったものを、ウイルス抑制効果を持つものを対象に考えております。

以上でございます。

岡本委員長 ほかに質疑はありませんか。

梨本委員。

梨本委員 よろしくお願いします。では、私からは1点だけ。

今回、4月27日に新型コロナウイルス対策室ということで立ち上げていただいて、市民の皆さんに安心していただけるような一括の対策室もできたわけなんですけれども、今回の補正予算を見させていただくと、9ページ、会計年度任用職員の人数が、これまで407人が415人と、8名増加になってるということです。これについて、今回新たに採用されるということですので、こういった方がどのような仕事をされているのかということが1点と、もう1点は、各施設が今、コロナウイルスに応じて休館になってるところが多くあると思うんです。そこで余剰といいますか、今のところ仕事が、手持ち無沙汰と言ったらちょっと言い過ぎか

もしれませんけれども、本来の業務よりも非常に減ってるという職員がいらっしゃるのではないかなというふうに推測しております。そういった方がどういうことをされてるのかということを2点、ちょっとお聞かせいただけますでしょうか。よろしくお願いします。

岡本委員長 東課長。

東 新型コロナウイルス対策室長 コロナウイルス対策室、東でございます。ただいまの梨本委員の ご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

会計年度任用職員の件でございます。私どもで6名を予定しております。それで、どういった内容のお仕事をしてもらうかなんですけれども、先ほど申し上げましたように5月11日に申請書を送付させていただきまして、1週間以内にはほとんど返ってくるんじゃないかなという予測をしております。それらを一切合切パートさんたちに、パソコンの入力であるとか、開封していろんな間違いの発見であるとか、そういうチェック体制で臨みたいというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

岡本委員長 吉村課長。

吉村子育て福祉課長 子育て福祉課、吉村でございます。よろしくお願いいたします。

子育ての方は、まずチラシの印刷をしていただくと。紙折り作業、封入作業、郵送作業の準備とか、公務員の申請の受付とかをしていただくと。あと、口座情報の確認とか、そういう簡易な、受付ももちろんそうなんですけれども、していただきます。あと2人採用予定なんですけれども、子育て福祉課の方、6月ぐらいからと思っておりますので、職員対応というのは、6月は開館とかもされてると思いますので、ちょっと無理かなと思いまして、こちらの方の予算計上をさせていただいております。

以上でございます。

岡本委員長 西川理事。

西川教育委員会理事 教育委員会理事の西川でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまのご質問でございます。閉館しておる施設の職員がどのようなことをやってるかということでございますが、中央公民館、それから文化会館、それから図書館等々でございますが、ふだんできない書庫の整理等々、それから図書館に関しましては、一応電話受付、それからホームページでの受付ということで本の貸出しをしておりますので、その対応等をやっていただいております。

以上でございます。

岡本委員長 梨本委員。

梨本委員 ありがとうございました。新型コロナウイルス対策室は6名ということで、これから本当 に業務が増えていくと思うんです。この6名を会計年度で採用されるということなんですけ れども、今回、先ほど西川理事の答弁にもありましたように、今、いろんな書庫でも整理さ れてるということで、何とかふだんできない仕事を進めていただいてるということですが、 これは本当に緊急事態ですので、今の業務の中で、コロナに対策というのはいろんな分野で、 多岐にわたっての市民の方からの要望も出てくると思います。そういったところにぜひ、新

たな会計年度任用職員だけを採用されるということではなくて、もともと慣れてらっしゃる 職員がそういったところに手伝いに行くとかいうことが、私、この緊急時には必要ではない かなというふうに考えております。

吉村課長の方に関しましては、6月以降は休館も解除されてるということですので、承知いたしました。なるべく、今回は国の事業ということで、市からの負担ということではないわけなんですけれども、その辺、ちょっとうまく人のやりくりということをこの機会にも考えていただいて、何とか市の財源を残すという方向でやっていただきたいなという要望でございます。何か答弁いただけるのであれば。大丈夫でしょうか。私の方から、そういう要望ということでお聞きいただければと思います。よろしくお願いします。

岡本委員長 人事課の答弁、もらわんでもええの。全体的なやつは。今、市の考え方を言うてはるね やろう。

吉川部長。

吉川企画部長 答弁せよということですので、答弁させていただきますけども、ただいまおっしゃいましたように、今回の新型コロナウイルスの給付金等に対応するために対策室を設置したわけでございますけども、この中でやはり休館施設の職員を活用するというところら辺も考えておりまして、その中から対策室の方に移ってもらった方もおられますし、そこで会計年度任用職員として勤務されてる方で、手のすいている方も手伝っていただいたらということで、そういう想定をして、一応対策室は立ち上げております。この休みの期間も総務部、あるいは企画部の職員、その他の職員も出まして、給付金の申請用紙の袋詰め等も職員全員で協力してやっておりますので、今後またいろいろ仕事が出てきたときには、そういうふうな形で対応させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

岡本委員長 ほかに。

松林副委員長。

松林副委員長 先ほどの住居確保給付事業費という、住居確保の給付金という、これたしか当初は奈良県の事業でなかったんかなと思うんですけども、窓口が行政、葛城市に変わったのかなということと、そして先ほどの杉本委員ともちょっと関連、同じことになるんですけれども、空気清浄機、加湿機能とか、本当にコロナウイルスに有効なのかというところをちょっとお聞きしたいなと思いまして、そこらも確認されておられるのかなということも、この2点、ちょっとお願いします。

岡本委員長 林本課長。

林本社会福祉課長 社会福祉課の林本です。

先ほどおっしゃっていただきました住居確保給付金というのは、平成27年度から生活困窮者自立支援事業というのが新たにできまして、その中の必須事業ということで、国の国庫4分の3という負担金がつく事業ですが、実施機関としましては葛城市で当初から実施しております。

以上です。

岡本委員長 村田課長。

村田教育総務課長 教育総務課の村田でございます。よろしくお願いいたします。

松林副委員長のご質問でございますが、空気清浄機の性能でございますが、ウイルスの除去でございますが、100%除去できるものではやはりございませんで、各メーカーの試験で一定の抑制効果が認められるという内容でございます。もちろん100%でございませんので、教室の換気とか、そういうのと併せてウイルス対策を行っていけたらなというふうに考えております。

以上でございます。

岡本委員長 松林副委員長。

松林副委員長 住居確保給付金、これ3か月間というのは、コロナに関しての分ですよね。3か月間 支給すると。じゃないんですか。僕が何を言いたいのかといいますと、いろんなコロナ感染 症に対して、本当に自分が必要とする、自分に合うメニューを探そうと思った場合、例えば 葛城市であれば葛城市コロナ対策という形でインターネットに出てくるんですけれども、これ非常に見にくいというのか、非常に、担当課にしても空白が多いんです。ほんで一つの、その他事業のところが1つ項目が増えて、通し番号も同じ番号2つ続いて、本当にここら辺、ちょっと手をかけていただきたいんです。ほんで、いろんな国のやってる事業とか、そこらの振り分けは、交通整理はしていただいてるとは思うんですけれども、もう少し自分に合う 支援策を探す場合に、もうちょっと慈悲をもって、あんまり感じられないんですよね。空白部分が多いし、もう少しここらの充実をしていただきたい。ここをよく検索しておられる方も結構おられますので、ここらの充実を図っていただきたいなと思うんです。

そして空気清浄機の分につきましては、本当に一般的にウイルスのフィルタリングという のは非常に難しい。だけども、いろんなイオンとかプラズマクラスターとかそういうような 形でイオンをウイルスに当てることによって、その死滅する時間を短くすると、いろんなそ ういう効果があると思うんですけども、総論としまして、やっぱり湿度、空気清浄機と併せ て湿度を保つ加湿器とか、これは非常に有用な部分で、空気清浄機だけの機能だけではなし に加湿器、夏場とかクーラーを入れ過ぎると乾燥しますので、そういうようなときに、空気 清浄機で50%の湿度を持つとほとんど死滅するとも言われております。だから、そういうよ うないろんなものも活用して、有効的なそういうようなこともしていただきたいと思うんで すけども、学校教育環境の整備ということで、ちょっとこの話が、枠が広がるんですけれど も、ネット環境、今、臨時休校で学校を休んでおられて、一番いいのはやはりネット環境を 整えた上で子どもに教育を施していくというような部分であろうかと思うんですけど、この 前のGIGAスクール構想、これもやはり私思うんですけど、前倒しでまたパソコン端末、 ネット環境、ここらも前倒しで授業がまた進んでいくんじゃないかなと思うんですけれども、 現行、今の段階で生徒、児童、ここらのネット環境はどの程度できるのか、端末も含めて各 家庭のネット環境等、そこらも掌握を大体されておられるのか、そこらをちょっと。そこら もまたちょっとご考慮いただきたいなと、このように思います。

この部分、ウイルス対策の部分についてちょっと、ネットの方を改善いただけるかどうか。

岡本委員長 林本課長。

林本社会福祉課長 社会福祉課の林本です。

まず、先ほど申し上げました3か月とかいう点なんですけれども、もともとこの生活困窮者の住居確保給付金事業というのが当初ございまして、支給月数というのが原則3か月で、その後3か月後においてもまだ就職に結びつかないとかという場合が延長3か月で、次、6か月。さらに、それでもまだ就職に結びつかなければ、更に再延長ということで3か月で、一応最長9か月利用できるという制度が、まずこの住居確保給付金の支給月数の条件となっております。ただ、今回コロナウイルスの感染症の影響で、今までの要件、支給対象者が今までは離職後2年以内という要件だけの方だったんですけれども、今回4月20日から離職に近い、いわゆるコロナウイルスの影響で休業を余儀なくされまして、収入が減って離職に近い状況の方も対象拡大されたというのが、まず1つのコロナウイルス関係による対象拡大というのが1点。

それと、先ほどは申し上げませんでしたけども、4月30日以降に、従来は求職活動をしなければならないというのがこの支給要件であったんですけれども、この支給要件の求職活動は、ハローワークに求職申込みをするということなんですけれども、その要件はもうなくなりました。不要という形で、これは当面の間不要という形に改められて、この2点がコロナウイルスの感染症の影響で改正された2点でございます。

それとホームページ、非常に見にくいというのは非常に申し訳ないです。私ども、従来のあった部分に対して今回のコロナウイルス対応についての要件緩和とか要件拡大というのは掲載はさせていただいておるんですけども、その点、今松林副委員長のご指摘、アドバイスありましたように、やっぱり住民の方の目線で分かりやすいホームページを、もう一度関係機関ともちょっと協議して考えたいと思っておりますので、どうもすみません、ありがとうございます。

岡本委員長 東課長。

東 新型コロナウイルス対策室長 ただいまの松林副委員長のホームページの充実というところなんです。私も対策室に参りまして、いろいろな自治体のホームページを拝見しております。なるほど見やすく、支援の部分ではここ行ったらこう行って、こう行ってと分かりやすく書いてる自治体もございます。そういったところで、対策室といたしましては関係所属と連携を密にしながら、また国の雇用の対策であるとか、県の雇用対策であるとか、あらゆるところにアンテナを張りながら、広報担当課、企画政策課になるかと思いますけれども、見やすい支援のページづくりを行っていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

松林副委員長 ホームページの充実、ぜひともよろしく、早急にお願い申し上げます。

岡本委員長 ほかに。

谷原委員。

谷原委員 よろしくお願いします。3点、ちょっとお聞きします。

1点目は5ページの特別定額給付金事業費の中において、先ほど増田委員の質問の中の回

答の中で出てきたことなんですけれども、オンライン申請は5月1日からやるということで、そのときに県の情報からDVに関わることについての抜き差しをして、5月15日前後に振り込むということをおっしゃいました。オンライン申請はマイナンバーカードを持っておられる方のみなので、多くの方は郵送されたものを5月の中旬に受け取って、それで申請するということになると思うんですが、このDV及びいろんな事情で世帯、離婚協議中だけれども、今、別々になってるけれども、これは世帯主のところに行くわけです。ほんで、いろんなご事情のある方がおられて、その対応は葛城市ではどのように取られているのか、先ほどオンラインの件ではありましたけれども、郵送受付の件がどうなってるかということについてお伺いします。

それから2つ目、同じページですが、5ページのところで、2款総務費の1項総務管理費の1目一般管理費のところです。一番上のところですが、説明のところに人件費ということで、先ほど説明で会計年度任用職員の共済費及び雇用保険負担金ということで計上されてるということですけれども、これは総務費に関わるところだけの人件費の部分として、この社会保険料と雇用保険負担金がかかってるのかどうかをお聞きします。というのは、6ページの方にも国の事業として3款民生費の方、2項児童福祉費の8目子育て世帯臨時特別給付金事業費の中に、人件費というのがあるんですけれども、ここには共済費とか雇用保険負担金というのが計上されていませんので、ここの事情がちょっとよく分かりませんので、ちょっと教えていただきたいと思います。

それから最後の7ページのところですけど、衛生費のところで、先ほどから出ております空気清浄機の件なんですけれども、これは費目として4款衛生費の中の1項保健衛生費、2目予防費として計上されております。でも、実際に配置するのは教育委員会部局になると思うんですが、今後のランニングコストに関わることです。例えばこれはフィルター等を定期的に、1年か2年に1回ぐらい交換になるのか、3年に1回交換になるのか、多分消耗品費として今後計上していくようなことになると思うんですが、ここの考え方はどういうふうになってるのか、ちょっとここで予防費と上がってますので、今後ともずっと予防費としてこの消耗品費を見ていくのか、それとも教育委員会部局のあるところを見て移していくのか、ちょっとここら辺をお聞きしたいと思います。

岡本委員長 東課長。

東 新型コロナウイルス対策室長 コロナ対策室、東でございます。ただいまの谷原委員のご質問に お答えをさせていただきたいと思います。

DV関連だったと思うんです。重複して払うのではないかというご心配をしていただいているのかなというふうに思うわけでございますけれども、まず配偶者からの暴力を理由に避難されておる方で、その事情によりまして4月27日、これは基準日でありますけれども、それ以前に今お住まいのところに住所を移すことができない方は、申出の手続を行っていただくことによりまして、世帯主ではなくとも同伴者の分も含めまして給付金を受け取ることが可能でございます。一応、申出の期限というのが4月30日と切っておられましたけれども、5月以降も随時受け付けることとなってございます。それで、どのようなスキームというか、

なんですけれども、葛城市のホームページでもご紹介をしております。DVの件に関しましてダウンロードできますけれども、申出書に必要な事項を記入していただいて、今住んでおられるところの市町村にご提出を願います。その申出書を受け取った市町村は県の方にご報告をいたしまして、後日県の方からDVのデータが返ってくると。これが本日返ってくる予定になってございます。その返ってきたデータをもとに、先ほど申しましたように差し替え等を行い、手続に移るという流れになってございます。その際、今お住まいである住所等の情報、それは一切知らせないということになってございます。

以上でございます。

岡本委員長 吉川部長。

吉川企画部長 企画部の吉川でございます。ただいまの谷原委員の質問でございます。

社会保険料あるいは雇用保険料の負担金の件でございますけども、これにつきましては当初予算から市長部局に係る会計年度任用職員に係る社会保険料や雇用保険につきましては、一括して人事課の方で計上しております。今回につきましても、この特別定額給付金事業費、あるいは子育て世帯の臨時特別給付金事業に係る会計年度任用職員についても同様に、この一般管理費の方で両方ともの分を計上しているということでございます。以上でございます。

岡本委員長 村田課長。

村田教育総務課長 教育総務課の村田でございます。よろしくお願いいたします。

谷原委員ご質問のランニングコストの部分でございますが、ご質問のとおりフィルターについてはもちろん交換が必要ですけども、今想定しております機種についてはフィルターも何か所かあるようでして、一番大きなフィルターについては10年間交換不要という形になっております。ただ、一部1年に1回交換する部品はちょっと必要になってくるというふうには確認はしておりますけども、そちらについては今後教育費の方で予算取りをしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

岡本委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。DVの件につきましては、これはいろいろネットなどで話題にもなっておりまして、4月30日で一応締め切ったということですが、5月以降もこれについては受け付けるということですので、なかなか周知が難しいかも分かりませんが、関心を持っておられる方はそういうことで多分申請もされると思いますので、よろしくお願いいたします。

それから会計年度任用職員の件は、よく分かりました。ありがとうございます。

それから、最後の空気清浄機ですけれども、機種は決まっとるわけですか。今、そういう発言あったから。これ、本来はちょっとどういうことなんかが、機種が決まってるいうのがよう分らんかった発言ですけど、ちょっとそこら辺がどういう意味なのか教えていただきたいんですけれど。機種は、想定されてる機種が幾つかあるいうのか、もう1つに決まってるんですか、これ。それはちょっと確認させてください。その上で、そういうことなんですけ

れども、それは発言としてちょっとどうかなと思ったので、それだけ確認します。

岡本委員長 村田課長。

村田教育総務課長 教育総務課の村田でございます。

先ほどの谷原委員のご質問でございますが、一応、想定している機種はございますけども、ただ、ほかのメーカー、いろんなメーカーがございまして、そのメーカーの機種によって、大体どの機種も10年間フィルターが交換不要ということで、そういう形で確認させてもらってますという意味でご答弁申し上げました。

以上です。

岡本委員長 谷原委員。

各原委員 最後になりますけれども、最後の空気清浄機の件だけちょっと一言申し述べておきます。 先ほど松林副委員長も発言されましたけれども、加湿器も多分ついているだろうということ で、加湿器があることによって特にインフルエンザウイルスについては非常に効果が高いの で、本市では早くからエアコンが設置されてます。そういうことで、空気清浄機の中で加湿 器が併せてあるというのがやっと入るということになって、これは望ましいことだろうと思 うんですが、問題は、これは教育委員会の関係になるんですけれども、これはポリタンク、 水をためてるところ、これを毎日きちっと替えないと病原菌が繁殖して空気中にまき散らさ れるというふうなことがあったので、そういうこともない機種なのかも分かりませんけど、 日々のそういうことが必要になってくると思いますので、それは大変なことだと思うんです けれども、ご指導の方、よろしくお願いいたします。

岡本委員長 ほか、ないですか。

川村委員。

川村委員 皆さん質問されてるところと同じところになるんですが、ちょっと1つ確認をさせていただきたいと思います。

7ページの4款衛生費の予防費の、今の空気清浄機の購入につきましてでございますが、157台という、非常に数量が大きいわけでございますが、これを購入していくという、購入できるのか、できないのかという状況はどうなのかと心配するわけでございますが、学校再開で登校が始まって、これが必要やということにつきましては、葛城市のみならず多くの学校教育関係のところが、この必要性について感じながら購入を求められていくのかと。この必要性、どういった根拠でこれが必要になってきたかという、先ほども再三そういう話が出ておりますけれども、他市町村がこういった方向に行っているのかというところら辺の情報は、ちょっとお聞きしたいなと思っております。157台、一度にそろうのか、そろわないかというところもありますので、どの時期に、私も先ほどから言われるように加湿器、インフルエンザもはやってきますので、だんだんいろんな多様性があるというところに必要性を感じる1人でございますので、その辺り、ちょっと情報としてお聞かせいただきたいと思います。

それから、5ページの新型コロナウイルス対策室、今回は定額給付金の給付に伴うことで 予算計上していただいてますが、ワンストップでこの対策室が機能していくということにつ きましては、我々は市長の防災行政無線等で対策室を設置いたしましたということを申されたわけでございますので、市民の方も特別な対策室ができたというふうに、心丈夫なところだと思います。この部分につきまして、今回はこの計上でございますけれども、ホームページ等で先ほども非常に、ワンストップになっていく経路がまだちょっと確立しきれていないのかなというふうにも思います。再度、同じような答弁になると思うんですけれども、これが将来的に相談業務が主になって、時間外手当等も含めまして非常に大変な残業、時間外労働が多くなるようなしんどい課になってしまったら、これはこれでまたしっかりと対策を練らないといけないと思います。市長の方ではこの対策室を始められたばかりですけれども、職員の体調もありますし、ここら辺りの考え方を、この対策室がどのように稼働していくというふうに思ってらっしゃるのかということをお聞かせいただきたいと思います。

岡本委員長 村田課長。

村田教育総務課長 教育総務課の村田でございます。よろしくお願いいたします。委員のご質問でご ざいますが、空気清浄機の購入でございます。

そちらについては、今、市場在庫が減ってきているのは事実でございますが、今後製造も進んでいくということでございますので、ちょっと時間的にはかかってしまうかも分かりませんけども、必要性ももちろんあるものでございますので、購入させていただきたいと考えております。その必要性でございますが、今新型コロナウイルス感染症予防対策として購入をさせていただくものでございますが、もちろん冬場とかインフルエンザウイルスとか、そういうものの対策には有効になってくるものでございますので、十分必要なものであるかなと考えております。

他市町村の状況についてでございますが、ちょっと確認を取れておりませんので、ご了承 いただきたいと思います。

以上でございます。

岡本委員長 東課長。

東 新型コロナウイルス対策室長 対策室、東でございます。ただいまの川村委員のご質問にお答え をさせていただきたいと思います。

ワンストップでということでございます。市長の方もワンストップで対応してくれという要望でこの課が設置されたわけでございますけれども、私どもといたしましては、この新型コロナウイルス感染症というものは市民生活に大きな影響を与えておるというふうに思っております。その中におきまして、先ほども申し上げたかと思いますが、各部署と連携を密にしながら、また経済対策についても国や県の情報を正しく市民の皆さんに伝えていかなければならないのではないかなというふうに思っておるところでございます。先ほども、繰り返しの答弁になるかと思いますけれども、相談にしろ雇用問題にしろ、いろんな電話もここ数日でもかかってきておるのが現状でございます。それらを一気にまとめてうちで回答できればいいんですけれども、何せできたばかりの室ということもございます。関係部署と連携を密にしながら、市民皆さんに不自由のない対応を取っていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

岡本委員長 市長。

阿古市長 主には2点やったと思います。

まず空気清浄機の件でございます。これは実は、もう幼稚園のところまでは配備が終わりました。それで学童保育所の方にその機種を回してるところなんですけども、保育所自体は空気清浄機等は持っておるわけなんです。ただ、幼稚園とか教育委員会部局は実は持っておりませんで、それも含めましての整備なんですけども、1つ前提として考えているのは、やはり今回の新型コロナウイルスで子どもたちが、特に臨時休校になっておる状況です。これはいずれかの時点で、やはりその臨時休校から開校に向かわなくてはいけない。それに当たって、少しでも安全を確保できないのかという考え方に立った準備でございます。

一般的にプラズマクラスターといいますか、ウイルス対応の空気清浄機というのはある程度いろんなウイルスに対しての抑制効果といいますか、空気中にあるウイルスを殺してしまいますので、ですからある一定の効果はあるのではないか、ただ、それが今回の新型コロナウイルスにどのような効果があるのかというところまでは、学術上はたしかまだ明記はされていないのかなという気はします。ただ、マスクの件もそうですし、アルコール消毒の件もそうですし、とにかくこれは長期戦と覚悟しておりますので、そういうスケジュールの中で準備をしておきたいということでございます。

委員ご心配のとおり、実は非常に空気清浄機の今のタイプのやつが売れ筋で、各電器屋さんを回りましてもほとんどないような状況です。昨日も実は心配で回ってきたんですけど、1台、欲しいやつがありました。10万円ちょっとぐらいでしたけども。ですから、在庫で持っておられるところもみんな取り合いみたいな感じです、現実は。ですので、生産待ちになっております。ですからいち早く、やはり順番制になりますので、その申込みをしておきたいという思いです。いろんな部品が、やはりこれは中国の影響があるんでしょうが、非常に部品がそろわない中で、製造が始まっていない状況があると確認をさせていただいております。生産が再開されましたら、いち早くその生産品の中から葛城市に回していただけるような準備をしておきたいという思いでの、今回の空気清浄機の予算づけでございます。

それともう1つ、対策室の件について答弁させていただきたいと思います。委員のご指摘のとおり、やはりワンストップを目指しております。今回の問題で一番気になりましたのは、この新型コロナウイルスの件についてはいろんな部門で、いろんな省庁で、いろんな援助の仕方が出てきている。個人に対するもの、企業に対するものも含めまして、ですから、まず一番最初にはホームページを、実はいらいました。残念ながら、まだ葛城市のホームページといいますのがスマホ対応になっておりませんので、コンピューターから見ますとなかなか見にくい表示になっておりますが、まず支援というところを別枠で、バナーを立ち上げまして作りまして、ワンクリックで見ていただく。そこにまず集約いたしました。それも何といいますか、列挙だけですると非常に読みにくい、先ほど副委員長の方からご指摘ありましたように、ただ単に文字だけ並べておると見にくいですから、まず図にしなさいという形でやったんですけど、だんだんそれがまた追加になるごとに増えていきまして、またいつの間に

か戻ってきているんです。せやから、もう一回また図にしなさいと言わなあかんのかなと思ってますねんけども、ある政党の新聞を見てますと、非常に分かりやすい。拝見させていただいて、ああいう形で本来は持っていくべきやろうなという思いがしております。

それと、あと対策室のワンストップの話なんですけども、やはりこれも各部課で分かれます。ただ、今、それができるまではどうなっていたかといいますと、一旦交換のところに入ります。それで、こういう話ですといったときに、交換手が各思われるところに回してしまう。それが当たってればそこでいいわけなんですけども、また外れてたら次へ回されるみたいな形になりますので、ですからまず確実に望まれる情報を提供できる、相談ができるところにつなげる機能が必要ではないか、それがまず対策室の第1弾であるのかなと思います。対策室に全ての分野の専門の職員を配置するということは難しうございますので、今現在ある部署に的確に相談事をつなげる作業をまずするべきであろうと思っております。このコロナの問題というのは、まず私どもは市民の生命の安全、感染症を広げない、そのことに最大限の努力をしておるところでございますが、やはり次のステップとしてセーフティーネットの問題が出てくるであろう、それも含めた中での長期戦の対策室であるという具合に理解をしております。果たしてこれも全部答弁できたかどうか分かりませんねんけども、思いとしてはそういう思いの中での立ち上げの仕方をしております。

以上でございます。

岡本委員長 川村委員。

川村委員 市長もご答弁いただきまして、今言う空気清浄機、非常に多分皆さんが、ニーズというのがあるということで、やっぱり生産待ちであるという実情、でもこれは将来的にクーラー、エアコンと一緒で、子どもたちがこの環境の中でこれからまた学んでいかないといけない環境整備ということで、先ほども出ましたけども、ICT環境も含めてやはり将来にわたっての対策というか、環境整備だと思っております。時間はかかるかもしれませんけれども、157台、しっかりと確保していっていただくことを願っておりますので、よろしくお願いします。

それから対策室の、今、私も、昨日もホームページずっとクリックして追っていったんですが、まだ対策室の電話というのは特に明記されていないように思います。そこはいつからなのかということだけ、ちょっと答弁していただきたいと思いますので、そこにつながっていくと、先ほどのように交換ではなくて、そこがそれぞれのところに振り分けていただくということになりますので、いつから対策室の電話等がホームページに記載されるのかというところを、最後にお願いします。

岡本委員長 東課長。

東 新型コロナウイルス対策室長 対策室、東でございます。直通電話がいつからつながるかという ご答弁をさせていただきます。

当初、5月18日を予定しておったんですけれども、うちの中の調整等々で6月上旬にはつながるというふうにお聞きをしておるところなので、いましばらく開通までお待ちいただけたらというふうに思っております。

以上でございます。

松林副委員長 正副委員長の交代をいたします。

岡本委員長。

岡本委員長 それではまず5ページの13目で、特別定額給付金事業費、これ総務費で組んでおられる。この事業の担当、コロナ対策室ということを今お聞きしたわけやけど、前から言うとるように、コロナ対策室、どの部に属するねんという話になってきたら、災害対策本部付やとかいろんな話をしとるわけやけど、この予算書を見る限りは総務部付に入っておるという解釈でええわけかなということだけ、お答え願いたいと思います。

それから、この中の再任用職員、13目のところでは6人分、それから子育てのところで2人、8人分会計年度任用職員を採用するということになって、先ほど梨本委員とダブるかも分からんけども、聞くところによると教育委員会の出先で会計年度任用職員、休職というのか、休んでおられるというのか、そういうふうなことになっておるというのは聞いとるわけやけど、それが間違いであるのか、正しいのかということです。先ほど教育委員会の言われた閉館のところで、図書の整理、いろんなことをやってるということを聞いてますけども、会計年度任用職員についてはそのままおられるのか、それともいわゆる休職というのか、自宅待機してくださいというふうになってあるのかいうことをご答弁願いたい。例えばその人らが家庭におるということになれば新たに採用せずに、そういう人らをここに張りつけるということが正しいのではないかなと思うし、ただ、この中で事務費、大きな金額がついておるので、会計年度任用職員、既に雇ってる人をここへ張りつけたら補助対象から外れるとかどうのこうのという話でなってあるのか、その辺は聞かせてもらいたいというふうに思います。

それと3点目、今、空気清浄機、やかましく言われてるわけやけども、ここで答弁されてるのは教育委員会、ところがこの予算、衛生費で計上されてる。まして予防費、ここについてはコロナ感染、そういうふうなことからここに張りつけられてるんかなと。それとも今度臨時交付金を充てるのか、そうなってきたらこの予算につけとかんと、教育委員会の予算につけたのではその張りつけができへんということになるのか、その辺をもう少し教えてもらいたいのと、今、空気清浄機、ちょっとメーカーが決まってるような発言もあったし、いや、それは決まってませんねんという話があるわけやけど、私が言いたいのは、この葛城市にシャープという企業がある。今までテレビについてもナショナル、クーラーについてもほかのメーカーになってきてある。今、シャープ、昭和54年から税金をずっと納めてる。今までの40年あまりにシャープから頂いた税金、幾らここに頂いてるんか。1年間で何ぼあるねん。大体法人で3億円から5億円、固定資産税、償却資産入れて2億円から3億円。ええときでは年間6億円か7億円の税金がここに入ってきてある。水道の利益、年間1億円、下水道の利益1億円、これだけの大きな税金を頂いてる企業がここにある。ところが、いまだかつて、私が覚えてる限りシャープの製品を使うたと、一切ない。

そこで市長にお尋ねしたいわけやけども、それはシャープの製品が悪いんかどうかは分かりません。今、機種を選定中やということも聞いてるわけやけども、市長の判断でシャープ

の製品を入れますと、例えばそういう発言をされても、私は葛城市民から批判は来ないであ ろうというふうに思います。その辺も含めて市長の考え方を聞かせていただきたいというふ うに思いますので、よろしくお願いします。

松林副委員長 吉川部長。

吉川企画部長 企画部の吉川でございます。岡本委員長のご質問でございます。

対策室の位置づけということでございますけども、この前の全員協議会でもご説明させていただきましたように、対策本部の直属という形で、今現在設置しております。ただ、岡本委員長おっしゃいますように、やはり部に所属させた方が体系的にうまいこといくのと違うかなという意味で質問していただいてることと思いますけども、今後規則改正も含めていずれかの部に所属させる方向で、今検討をしているところでございます。

それから、会計年度任用職員の件でございますけども、先ほど梨本委員の質問にもお答えさせていただきましたように、休館施設における会計年度任用職員、これ、ふだんの仕事がなかなかございませんので、手すきの部分があるということで対策室の方に回っていただいたらええのと違うかなということでお話はしてたんですけども、やはり会計年度任用職員も当初に契約をして、どこの所属でどういう仕事で、いつからいつまで、何時から何時までという細かい任用条件を定めた上で任用しておりますので、その辺も変更していかなあかんという部分がございます。そうした上で活用していくということにはなろうかと思いますので、部署によっては仕事がないので休んでいただいているところもあるようでございますけども、この辺は雇用の確保という面で、実際には休んでもらわんなんというところでもある一定の賃金、報酬を保障していかなあかんという部分もございますので、その辺の活用もやっぱりきっちりと考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

松林副委員長 米田課長。

米田総務課長 総務財政課の米田でございます。岡本委員長のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、先ほどから答弁申しております空気清浄機の予算組みの関係でございますが、こちらの分につきましては、新型コロナウイルスに関連する部分につきましては、衛生費、保健衛生費の予防費の事業では感染症予防対策事業ということで一くくりにまとめさせていただいた中で、予算計上させていただいているところでございます。

以上でございます。

松林副委員長 吉井部長。

吉井教育部長 教育部長の吉井でございます。

先ほどの岡本委員長のご質問でございますが、シャープの製品ということで、もちろん先ほどから出ておりますプラズマというところもありますが、イオン対策商品ということでは、シャープ以外にもそういうイオン対策の空気清浄機というのが何機種かございます。そちらの方につきまして、できましたらということもあるんですけども、入札をかけるに当たりまして機種を特定できないという面もございますので、そちらの方はご理解いただきまして、

イオンウイルス対策機能付空気清浄機ということで進めさせていただきたいと思います。 以上でございます。

松林副委員長 岡本委員長。

岡本委員長 いろいろ聞かせていただいて、今は対策室、災害対策本部付ということになっておるわけやと言うてるわけやけども、災害対策本部というのは総務部付ということはないけども、総務部が主体となってやっていくと。しかし、この組織の中で課として災害対策本部というのを臨時的につくるものであって、総務部、企画部、都市整備部という部があるわけやけども、その配下の中に課があるということになってきたら、将来考えてるということやけども、やっぱり総務部なら総務部付にきちっと明記をすべきやと私は思います。法がどうのこうのとまた言い合いしたらあかんから、そこらは分かって答弁してはると思うんで、やはり総務部付にすべきやというふうに思います。

それと会計年度任用職員、今、部長の方から話あったように、会計年度に採用していっても仕事が手狭というのか、なってきたら休んでください。しかし、最低の給料の保障はせなあかんということもあるということをおっしゃった。この職やから会計年度で来てもらえるんやと。しかし、この職が変わったら来てもらわれへん、それはそういう場合もあるかも分からん。そうなればその人に理解をしてもらって、対策室の方に張りつけることによって満額の給料も払えるし、その人ももらえるというふうなことからして、私はそういうふうにしていくのが本当と違うのかなということは、いつも同じことを言うて悪いですけども、人件費、全体から見て人件費が非常に多い。忙しい、忙しいと言うてはるわけ。せやから、407人でも何ですかというふうに私、聞いて、今までは年間500人ということを聞いとった。ところが、この予算を見たら、一遍、七百四十何人になるのかな、職員も入れて。そんな一遍に増えるんかということも、当初予算で聞かせていただいた。それは、5人でローテーションを組んで、絶えずが3人ですよと。しかし、登録は5人ですよというふうなものもあるので、人数が増えますねんということも理解はできる。

しかしあまりにも、この数字だけ見てたら407人が8人増えて、また415人になっていく。これからまた何か災害が起きた、また会計年度任用職員でやっていきますねんということになってきたら、人口3万7,000人で本当に、類似団体も見て、これだけの人数を張りつけてええのかどうか、またこの議論になってくる。せやから、できるだけそういう採用やなしに、今現在おられる人で、2人分働けというのやないけども、やっぱりそのようにして休んでおられる人がおられるとしたら、やっぱりその人を張りつけていくと、私は基本じゃないかなというふうに思いますので、その辺をもう一度聞かせていただいて、答えは同じになるんか分からんけども、いつの時期に考えを変えてくれはるのか分からんけど、なかなか考えも変えてもらえない。同じことばっかり言うてるということになりますので、もう一度答えていただきたいと思いますのと、今、空気清浄機、私は部長に答えてもらうつもりはなかって、市長にと言うたわけやな。やから、今言われてるのは担当として、そんな私みたいな、特定な企業の製品を買いなさいと、こんなむちゃな話、分かってるわけや。しかし、今言うたように、シャープは葛城市にどれだけ貢献してもろうたかということを私は理解してほしいが

ために、数字を並べて言うてるわけ。今、葛城市にこれだけの企業はあるのかということ。 これに匹敵する企業がありますか。いかにシャープを重要視してこなかったか。先人が難儀 して誘致をしてきた。これだけの税金を納めてくれる企業がおる。せやから、市長にお願い したいのは、随意契約でもええから特命でできるという考えはないですかと聞いてるわけや。 あかんということは分かってあるやん。誰しもそんな、私みたいに随意契約はあかんと言う とる人間が、特命の企業を買えというようなことを言うのはあかんの分かっとる。しかしど こまで、理事者側も、みんながシャープから今、何ぼ税金を納めてもろうてるねん。1年間 で。ここに建物の分だけしかないけども。

西川委員 水道みたいな何もあらへん。

岡本委員長 今はほとんどないやん。ほんなら、ほかの利益出てくるところ、どこにあるの。今、水 道何ぼあるねん。年間、多いときで2,000万円ぐらいしか利益ないやないか。シャープがあ ってこそ1億円とかできてあるわけや。そこらをどういうふうに認識されてるのかというこ とを聞いてるわけやから、私は部長に答弁してもらうつもりはなかったわけやって、その辺、 ひとつお願いしときます。

松林副委員長 吉川部長。

吉川企画部長 企画部の吉川でございます。

まず最初の、対策室の部の所属の関係でございますけども、新型コロナウイルス対策本部でございますが、この本部の事務局は生活安全課と健康増進課という2つの課が事務局ということになってございます。したがいまして、その部に所属させるというところら辺では、その2つの課のどちらかの部になるのではないかなというふうには考えておりますけども、そのどちらの部になるかというのはまた今後検討しながら、規則改正もしていきたいというふうに考えております。

それから会計年度任用職員、これにつきましては岡本委員長おっしゃいますように、今、休館の施設で任用している会計年度任用職員を活用するというのは、当然考えているところでございますけども、今後、これから施設が再開される、あるいは学校も再開されますし、そういうところになったときには、対策室の方に移していますと、これはまた新たに採用するか、もしくは戻ってもらわんなん、戻ってもらった場合は対策室でまた新たに任用しなければならないということもございますので、その辺もいろいろ考えながら、その活用は考えていきたいと。あと、会計年度任用職員の全体的な話になりますけども、やはり予算組みに当たりましてはそれぞれの課の状況もいろいろヒアリングした上で、予算計上を認めているところでございます。その会計年度任用職員に代わる正職員を雇うとなると、やはりそれなりの将来的な経費負担も考えていかなあきませんので、その辺もいろいろ含めた上で、今現状の会計年度任用職員の任用になっているということでございまして、何も考えずにどんどん増やしていってるというところではございませんで、いろいろどういうふうにやったらいいかというのを考えながら、委託という部分も考えながら職員数というのを考えているところでございまして、少ない経費でより効果の上がるような体制で職員配置をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

松林副委員長 阿古市長。

阿古市長 非常にご意見としてはごもっともなところがあるんですけど、やはり行政としてやるからには一定のルールの中でやらないといけないということは事実でございます。そのルールを外すべき理由が根拠として確かなものであるのかということについては、ご意見は拝聴させていただきたいと存じます。今現在、残念なことにシャープ等は固定資産税等を納めていただいている、過去においては確かに非常に葛城市にとって貢献していただいた企業でございますので、そういう気持ちは常に持っております。ただ、行政手続上、それが可能であるのかどうかということは、ご意見は拝聴させていただきたいと思います。

以上でございます。

松林副委員長 岡本委員長。

岡本委員長 3回目、言いっ放しですので。部長のことはよう分かりますけども、まず1つ、私がいつも言うのは、これだけ職員があって、仕事がどんどん進んでいってあるというなら、私もあんまり、これは出過ぎてると思ってます。しかし、それは一部のところは一生懸命やってくれてはるやろうけども、一部のところで非常にいろんな事務が遅れてる。そんな面からして、本当に職員が一つになって、いつも言うラグビーやないけども、ワンチームというようなことを言うてるけども、本当に一つになって仕事ができてるのかなというようなことはいつも感じるので、嫌なことばっかり言うてるわけやけども、ひとつその辺を、今後は改善をしていける余地があるとしたら改善をしてもらいたいなというふうに思います。本部についても、今言われてることは分からんことないけども、本来はどこかの部に所属するのを知ってこれを言うてはると思うわけや。自治法上、どうなってあるねんということが分かった上での答弁してはると思うから、私はそこまで言わへんけども、やっぱりどこかの部の配下に置く、これが行政の基本やというふうに私は思います。

それと、市長おっしゃることはよう分かるけども、私はやっぱりこれだけの貢献した企業やから、一つの市長の判断では、できるだけそんなことも考慮しながらやってもらえたらなと思います。これ以上、無理なことを言うてもしゃあないけども、やっぱりそれだけのことを見せて、ほんでシャープに残ってくださいよと言うならええけども、残ってくれ、残ってくれ言うて何の土産もなかったら、あんまり力入れへんと思うから、それを私は言わせてもろうただけですので、今後ともよろしゅうお願いしときます。

松林副委員長 正副委員長職、所定に復位をいたします。

岡本委員長 ほかに。

谷原委員。

谷原委員 最後、1つだけ質問させていただきます。

今回の補正予算ですけれども、第2号となっております。この連休明けで第2号の補正予算ということでありますけれど、その中身全体について、要は国の予算についてはこれで下りてくるわけですから、補正を組むのは当然なんですが、葛城市の独自の施策、これでいいのかという思いが私、あります。これは議員の皆さん方も、先ほどの本会議場でも多少踏み

込んだ意見として出てまいります。これはほかの市町村を見てみますと、例えば奈良県が行ってる自粛に関係して、協力した企業に対して10万円給付すると。奈良県がやってる。それに協力した会社には、市としても一定金額を上乗せしましょうとか、幾つか非常に経営が苦しい、生活が苦しいところに手を差し伸べている予算を出してるわけです。これは今回、全く出てきておりません。出てこない中で、マスクで4,455万円、この空気清浄機で1億九千何がしかですよね。約2億4,000万円がこの予算として上がってくると。

岡本委員長 1,900万円や。

谷原委員 ごめんなさい。1,900万円ですね。だから合計で6,000万円辺り、この予算が、要は財政調整基金を取り崩してなるわけです。私、阿古市長のこの間の取組を見られてまして、感染予防対策、ここに全力を集中するという形で、発言をお伺いしてもそこに焦点を当てておられるんだなと思うんですけれども、市民の感覚からすれば、日頃税金をきちっと払っていると、ご商売されてる方が。こんな苦しいときに、市として何もないんですかと。ほかの市町村、いろいろやってくれてると。葛城市、ないんですかという声もあるんです。それは、確かに幾らお金あっても足りませんから、これは国だって県だって出してるけど、それで十分かというたら十分回らないんだけれども、やはり困ったときに行政としてそうした気持ちで、いろんな自治体がいろいろ工夫して、例えば学校が臨時休業になってる家庭で、子どもさんの面倒を見る家庭では昼食費がかかるから、その昼食についていろんな工夫をされてるところもありますし、こういうところの、いわゆる経済と生活を支援するということについて、葛城市はどう支援していくのかというのがあるのかどうか。でないと、このまま補正予算を認めて、次、6月定例会というふうになるわけですから、そこでそういうのが出てこないとなると、幾ら我々も議会として日頃から、市民の皆さんからいろんな意見をお聞きしてる中で、この補正予算で本当にいいのかという思いが私はしております。

だからそこら辺、率直に申し上げますので、市長としてこの限られた予算の中で、新型コロナウイルス感染対策においてどういう考え方で今後、葛城市の予算を使っていく、どういうふうな施策をやっていこうとされるのか、これはちょっと、ほんまは踏み込んだ、これだけの第2号だけの意見からだいぶ、第2号の補正予算の審議からはみ出ることにはなりますけれども、これだけしかないというところに私は非常に疑問点を感じてますので、市長にちょっとご意見を伺いたいと思います。

岡本委員長 市長。

阿古市長 どうもありがとうございます。全体を通じての話やと思います。

今回非常に、まず安全対策に全力を注いでるというのは、今回の予算のメインのところで ございます。まず地方自治体として最大限優先をしないといけないというのは、やはり市民 の生命、安全ということだと思っております。その部分においては、何が何でもやはり今回 の新型コロナウイルスの感染症拡大を防ぐ、それについて何が自治体としてできるのかとい うことを最優先に考えた予算づけをしております。その次に、やはり考えていかないといけ ないのがセーフティーネットの考え方です。ただ、このセーフティーネットの方はかなり国 の方も準備しておりますので、それの内容を精査した中で、地方自治体としてやるべきセー フティーネットがあるのか、ないのかという選択をこれからしていく必要があるであろう、 次のステップとしてはそういうステップになってくるのかなと思っております。

それともう1つは、地方の財源を、例えばいろんなところで、自治体で工夫をされて花火を上げられるわけなんですけども、それが果たしてその地方自治体としての仕事なのかどうかというところを、やはり精査していく必要があるのではないのかなという思いでいてます。非常に、何といいますか、そういうことをやると目立つわけですのであれなのかも分かりませんねんけども、果たしてこれは政府がやることなのか、地方自治体そのものがやれることなのか、県がやることなのかという、その精査をやはりしていく必要があるのかなと思っております。委員ご指摘のように、地方自治体の財源というのは限られております。その財源の中で何ができるのかということを真剣に考えていかないといけない。ばらまくことは楽なんです。せやけども、それは果たしてやっていいのかという問題もあると思います。ただ、何を優先するかといいますと、一番最初に戻りますが、やはり市民の生命をいかに守るかというところに地方自治体としての最大限の使命があると、第一使命であると考えておるところでございますので、まず今回の補正予算につきましては、その部分を最大限織り込んだ予算であるという認識をしております。また議論を重ねながらセーフティーネット、もしくはこれから地方自治体としてこういう取組が必要ではないかというご意見がありましたら、随時ご提案をいただけましたら行政として考察を重ねてまいりたいと思います。

以上でございます。

岡本委員長 谷原委員。

谷原委員 よく分かりました。予算の考え方として、そのような考え方を持っていただいてるという ことはよく分かりました。

ただ、私としては、やはりこのセーフティーネットを併せてやっていくこと、つまり自粛と補償をセットでということは、国の方でも考えていることでありますから、この点については意見の異なるところでありますけれども、ここは何としてもしっかりと、そうした対策も取っていただきたいと。ほかの自治体がただ花火を上げてるだけとは私は思いません。花火を上げてるだけで、目立つためにやってるわけじゃなくて、どこも同じような施策を取ってこられてるところもあったり、本当にきめ細かい施策を打っておられますので、そういうこともぜひ、今後ともお願いしたいと思います。

以上です。

岡本委員長 答弁よろしいか。

谷原委員 結構です。

岡本委員長 西川委員。

西川委員 この予算は臨時の一般会計の補正予算ということになってるけれども、主には特別定額給付金をどういうふうな形でという予算やと思いますので、あと、コロナでお亡くなりになってる方、それは大変気の毒ですけれども、やっぱりそれによって経済がものすごく縮小してしまって、特に小企業というか、個人企業というか、そこらはもう商売が成り立たんで、そしてそれで命を落とすなんていうふうなこともあるわけですから、これはどちらを優先する

というふうな話ではないんですけれども、ただ、市長がおっしゃるように県、国がやっている、その足らんところを、やっぱりいろいろ拾い上げて、そして今度、多分いつの時点になるのか分からんけれども、臨時の交付金が来るわけですから、それら辺が、金額つかめるのであれば前もって、これぐらい来るんやったらこういうふうに回そうというふうなことは、やっぱり研究していっていただかないかんのやないかなと、こういうふうには思っております。あと、シャープのことについても、ほんまに委員長がおっしゃることは、もう僕らは身にしみて分かってるんですけれども、せやからというておかしな入札はできませんので、そこらはいろいろと性能等々あるわけですから、そこらのうたい方によって一番のいい性能のやつを選んでいただいてやっていただくというのが本来やと思います。

僕は最後に聞きたいんですけれども、対策室、これ普通の銀行というたらおかしいですけども、普通の銀行は10万円の定額給付については借金返しで取ったらあかんよと、借金返しにしたらあかんよと、こういうふうになってるから、普通の銀行はそうせえへんとは思いますけれども、ほかに苦しいところは、入るのは分かってるから、普通の銀行ではない金融機関がきちっとついて、それを取り上げにいくというふうなことも起きかねんので、先ほど電話聞いたら6月ぐらいしか相談する電話がないということやけれども、この対策室には生活安全課も入ってはるわけやから、そこらのことも含めて警察とも連携して、あまりおかしなことをやるようやったら市の方が相談に乗って、すぐにでも連絡するような対策を取る、そんなことも想像してるというのであれば、それでええんですけれども、これも必ず送られたら幾ら振り込まれるというのは、みんなつかみよるわけやから、そこら、一番苦しいところはそういうふうなところもあるので、そこらの対策の方も、やっぱり電話で乗っていくような方策も取っておられるのか。普通の銀行は多分そういうことはせえへんと思うけど、それは分かりません。そういうような相談も含めて、対策室の方でやっていただくような体制を取っていただいてるのかというふうなことだけはお聞きしたいと思います。

岡本委員長 溝尾副市長。

溝尾副市長 私の方からお答えさせてもらいます。副市長の溝尾でございます。

差押えにつきましては、10万円だったり給付されるのを分かってて、そこを差し押さえたらなくなっちゃいますよねと、国の方も考えておりまして、ちょっと法案の名前は忘れてしまいましたけど、差押えの禁止法も同日にたしか施行されていたかと思いますので、そういった差押えはできなくはなっているとは思います。ただ、いろいろな事情で相談されたい方もいらっしゃると思いますので、そこについては適切に相談体制、しっかりやっていきたいと思っております。

以上です。

西川委員 そこの詳しいところは分かりませんけれども、やっぱりそういうことが起きるように思いますので、そこらのことだけは市役所独自ではできませんので、警察ともやっぱりいろいろ対応しながら、すっとできるような、相談に乗れるような体制をしておいてほしいなと、こういうふうに思いますので。

岡本委員長 答弁よろしいか。

西川委員 結構です。

岡本委員長 ほか、ないですね。

西井委員。

西井委員 今、西川委員のおっしゃったのと並行して、最近コロナに関係して詐欺事件というのも全国的には起こってると。その対策も含めて、やはり市としてもできるだけ被害を帯びないように、ちょっとその辺考えてもらわんなんと。

それと、先ほどから話が出てるねんけど、コロナ対策室というのを別につくって、対策室がやはりコロナ、今一番大きな問題になってるコロナ対策をするのに、対策室がどこの所管かとか、そんなん、それと室長自身の役職、どのようになってますの。課長か。

西川委員 室長や。

西井委員 やはり、いつまでか分からんにしたかて、そういう組織したらそれなりの調整能力のポス トというのを、やっぱりつけるべき違うかな。こんなままで言うたら、これで言うたら、能 力ないよってにとか、そんな状態やと。室長になって一生懸命やろうかなと思っても、調整 するのが教育部長とか、また福祉部長とか総務部長とか企画、いろんなところに関連するん やったら、やはりそれの中で、十分活躍できるような形の中で権限を持たせたらんかったら、 何ぼ能力あってもそこで仕事、それだけのことできへん。やはりその責任で、また今コロナ のことが特に、日本だけ違うて世界的にあれな中で、せっかくコロナ対策室が、先進的なア イデアをつくってそれを実行しようと思って、それだけの権限を持ってなかったら、やはり せっかく葛城市が、形だけの対策室をつくるという形になったら、箱だけつくって仏入れて ないと、やはりそこで室長自身になった人が、これは大変なことやから、どうして頑張ろう かという意識を持つような人事体制にしてもらわな、これ、現実には直接課長に聞いたら、 いや、そんなことはありませんと社交辞令的には言わはるねんから、それは聞きませんけど、 はっきり言うて、どんな形のためにコロナ対策室をわざわざつくらはったのか。つくるんや ったらつくるで、それだけのちゃんとした権限を与えるべきやと。市長、副市長、その辺ど ういう形で思われてるか、はっきり答弁してもらわんかったら、こんなん仏つくって魂入れ ずという形になってくるんじゃないかと、私はその辺を危惧します。

岡本委員長 溝尾副市長。

溝尾副市長 副市長の溝尾でございます。

ただいまの答弁につきましてですが、現在のところは対策本部付で直接やっていただいておりますので、市長、副市長の下で働いていただいてると思っております。我々、常に連携を取ってやっておりますので、対策室長の意見について、各部長さんもご理解いただけてるものと思っております。常に私のところにも情報提供を入れてもらっていますし、私の方からも一緒に連携してやっておりますので、現在のところは支障は生じていないかなとは思いますが、おっしゃるとおり権限があった方がいいんじゃないかというご意見もありますので、どういった権限を与えればいいのかというのもありますけれども、いずれにしましても中でいざこざがあって、対市民に対してだとかに影響が生じないように、しっかりと対応していきたいと思っています。

以上です。

岡本委員長 西井委員。

西井委員 副市長、問題がないように頑張って指導していくとおっしゃってるけれど、その考え方でとりあえず、納得はしないけど、納得をしとこうと。ただ、現実をいえば、組織というのは組織の部長と課長という、またいろんな組織の中で、やはりほかの部門でも自分よりも上になってる人に、その人にこうあるべきやとかいうことは言いにくいと。これ、このままこういうことをやっていくんやったら、これこそまたお役所仕事になってしまうから、ほんまに現実を知らない形の中で進んでもらうと。やはりそれを今の場面では、そういう危機意識の中で、室長には質問しないと言いましたけど、室長自身が伸び伸びと相談できながら、新しい企画も考えてくれるような体制を持っていただくように私は希望して、もうこれ以上申しません。

以上です。

岡本委員長 答弁よろしいか。

それでは、もう質疑がないようですので、よろしいか。

(「なし」の声あり)

岡本委員長 それでは、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方がおられましたら、申し出ていただきたいと思います。

(「なし」の声あり)

岡本委員長 ないようであれば、これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

岡本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第32号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

岡本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第32号は原案のとおり可決することに決定いたしま した。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後4時13分

再 開 午後4時25分

岡本委員長 それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議第33号、令和2年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

前村部長。

前村市民生活部長 市民生活部長の前村でございます。どうぞよろしくお願いします。

それでは議第33号、令和2年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について

ご説明申し上げます。補正予算書の1ページをお願いします。

まず第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億8,100万円とするものでござ います。

事項別明細書の4ページをお願いします。下の2、歳出からご説明申し上げます。2款保険給付費、7項傷病手当金、1目傷病手当金といたしまして、18節負担金補助及び交付金におきまして傷病手当金100万円を追加するものでございます。

続きまして、その上の1、歳入の説明でございます。 4 款県支出金、1 項県補助金におきまして、1 目保険給付費等交付金、2 節特別交付金として100万円の追加をお願いするものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

岡本委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。 質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

岡本委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

岡本委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

岡本委員長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議第33号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

岡本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第33号は原案のとおり可決することに決定いたしま した。

> 以上で本委員会に付託されました議案の審査が全て終了いたしました。 ここで委員外議員から発言の申出がありましたら、許可いたします。 吉村始議員。

> > (告村始議員の発言あり)

岡本委員長 奥本議員。

(奥本議員の発言あり)

岡本委員長 これで委員外議員からの発言を終結いたします。

それでは、長時間にわたりまして慎重にご審議賜りまして、本当にありがとうございます。 これをもちまして予算特別委員会を閉会したいと思います。本当にご苦労さんでございま した。

閉 会 午後4時32分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

予算特別委員会委員長 岡本 吉司

予算特別委員会副委員長 松林 謙司